

# 人権チェックリスト



平成28年  
12月号

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。

県では、これまで同和問題の解決をめざし長年にわたり様々な取組を進めてきました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、未だに許しがたい差別事件が起っています。

また、全国的にみても、インターネット上に同和地区と称して多数の地名や地域を書き込むなどの行為が今なお発生しています。

このような中、部落差別は許されないものであるとの認識のもと「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月9日に成立しました。

法律では、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたもので、国及び地方公共団体に対し、部落差別の解消に関する施策として相談体制の充実や教育啓発の推進を求めています。

県では法律の趣旨をふまえ、同和問題の解決のため市町村等と連携しながら引き続き積極的に取り組んでまいります。

### チェック

同和問題を正しく理解し、私たち一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かで明るい社会を築きましょう。

詳しくは、和歌山県企画部人権局のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/burakusabetukaisyou.html>

相談窓口（人権全般・同和問題）

○人権ホットライン Tel073-421-7830

【(公財)和歌山県人権啓発センター内】

○県企画部人権局 Tel073-441-2563

○各振興局地域振興部総務県民課

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

